

島根大学学長に求められる資質・能力、行動戦略、対応すべき課題

平成29年9月29日
島根大学学長選考会議決定

島根大学は、大学憲章を制定し、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努めることを目指している。この憲章に基づいて、ビジョンと戦略が定められ、またミッションの再定義を行い、現在推進されている第三期中期計画が策定されている。

島根大学学長にはこうした憲章や計画等の現状を認識し、第三期中期計画の着実な実施と、的確なガバナンスのもとで中長期的な視点に立った第四期中期目標・中期計画の策定、ならびに本学がこれまでに推進してきた改革の継承・発展、社会や地域ニーズへの迅速かつ適切な対応、加えて、以下に示すような資質・能力と行動戦略を有し対応すべき課題に取り組むことが求められる。

1 資質・能力

- (1) 人格が高潔で、優れた学識と高い倫理観を有し、地域に根ざす総合大学としての教育・研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
- (2) 本学の未来を切り拓くための明確なビジョンを持ち、活力ある教育・研究・医療を実現する卓越した企画力・決断力・実行力を備えていること。
- (3) 本学の最高責任者として教職員を指揮監督する立場と責任を自覚し、全構成員を牽引する強力なリーダーシップを有すること。
- (4) 学内外において、良好な信頼関係と協働体制を構築し、本学の存在感を示すための発信力を有すること。

2 行動戦略

- (1) 豊かな人間性と教養、高度な専門性、グローバルな感性を有し、地域や世界で活躍する学生を育成すること。
- (2) 地域が抱える様々な課題を理解し、地域住民と協働して解決に取り組み、地域コミュニティを支えるとともに、地域の創生・活性化に資する学生を育成すること。
- (3) 教員の研究力を向上させ、多様な研究を推進することによって、特色ある世界水準の研究成果を創出し、その地域への還元を通じて国内外における研究拠点の形成に努めること。
- (4) 知と文化、医療の拠点として地域に貢献し、地域と一体となった産学官連携を推進し、地方創生を牽引すること。
- (5) 学内外の意見や社会のニーズを汲み取り、学生・教職員が最大限に活躍できる環境の整備と組織改革を行い、持続的発展を可能とする大学経営体制を構築すること。

3 対応すべき課題

- (1) 大学入試・高大接続改革を実行し、入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価できる新しい入試方法を開発し、実施すること。

- (2) グローバルな感性を有し、広く国際社会において活躍できる高度な専門性と応用力、豊かな創造力を持つ学生を育成すること。
- (3) 高度な学問的専門性を確保した上で、専門分野の枠を超えた大学院教育プログラムを開発し、新世代の課題発見と解決を担う人材育成を推進すること。
- (4) 社会人にとって学びやすい学修環境を整備し、社会人のリカレント教育を積極的に推進すること。
- (5) 地域社会が抱える重要課題の解決に資する研究や産学官連携の推進のみならず、特色ある研究を重点的に推進し、地域の産業振興及び人々の健康・福祉への貢献、さらには世界的拠点となる研究分野を創出すること。
- (6) 地域の初等中等教育を牽引する有能な教員を育成することによって、教育の面からの地域社会への貢献を果たすこと。
- (7) 高度先進医療及び臨床研究を強力に推進するとともに、快適な職場環境と強固な経営基盤を確立し、島根県の中核病院としての機能を果たすこと。さらには、地域医療を充実させるために有能な地域医療人を育成すること。
- (8) 教育・研究・医療の充実・多様化・活性化を図るため、若手・女性・外国人の教員・研究者を増員し、支援体制を強化すること。
- (9) 島根大学支援基金の充実に努め、基金を活用した学生への修学支援や特色ある研究活動支援を強化すること。
- (10) 権限と責任が一致した大学及び部局の運営システムを確立し、マネジメント能力を有し、大学経営を担える人材の計画的育成と確保に努めること

4 学長の選考方法

学長の選考方法は別紙のとおりとする。

学長の選考方法

- 1 学長選考会議は、学長選考の基準として「学長に求められる資質・能力、行動戦略、対応すべき課題」を定め、公表する。
- 2 学長選考会議は、学長候補適任者の推薦を依頼する日における本学の「推薦資格を有する者」及び本学の経営協議会委員の学外委員に対し、学長候補適任者の推薦依頼を公示する。
- 3 学長選考会議は、推薦された学長候補適任者の提出した「学長候補適任者推薦書」「学長候補適任者経歴・業績調書」「推薦者名簿」「所信表明書」及び「同意書」を上記の選考の基準に基づいて、候補適任者の審査を行い、諾否確認の上、5名以内を学長候補適任者として選考する。
- 4 学長選考会議は、所信表明を行うための立会演説会を開催する。
- 5 意向調査は、学長候補適任者の人数にかかわらず、投票により行う。
- 6 学長選考会議は、上記選考の基準に基づいて、学長候補適任者の所信、経歴、意向調査結果、その他必要と思われる情報を十分に収集するとともに、面接を実施して総合的に判断をした上で、学長候補者を決定する。
- 7 学長選考会議における決定については、透明性を高めるために、決定のために用いた情報と決定理由について公開する。

(根拠規則)

- ・ 国立大学法人島根大学長選考等規則（平成17年島大規則第48号）
- ・ 国立大学法人島根大学長選考等に関する意向調査細則（平成29年島大細則第25号）
- ・ 国立大学法人島根大学学長選考会議規則（平成16年島大規則第165号）